

政策保有株式に関する方針および議決権行使についての考え方

2018.12.12

新光商事

取締役会

1. 政策保有株式の基本的な考え方

当社および当社グループの子会社は純投資以外の政策保有株式を有しておりますが、方針については以下の通りであります。

政策保有株式とは、発行体等との総合的かつ中長期的な取引関係の維持・強化を図り、その結果として、株主をはじめとしたステークホルダーの利益に通じる株式をいいます。

また、投資額が連結純資産の1%を超える銘柄については、毎年取締役会にて、政策保有の資本コストを考慮の上、その継続・非継続を検討するものとします。

中長期的に保有意義が薄れてきた銘柄については、縮減を図ります。

2. 議決権行使の基本的な考え方

議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えており、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、中長期的な発行体との取引関係の維持・強化につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

3. 政策保有株式ならびに議決権行使に関する手順

政策保有株式については、上記基本的な考え方に基づき必要最低限の保有とします。

保有意義が薄いと判断した銘柄については、投資先との交渉を行いながら縮減を図っていきます。議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、実質的にガバナンスが十分であることを確認します。

その上で、上記のとおり、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、必要に応じて当該企業との対話を行い、中長期的な視点で投資先企業との総合的な取引関係の維持・強化と言う観点から議決権を行使します。

以 上